

都道府県選挙の選挙権の取扱いについて

1 現行制度

(1) 地方選挙の選挙権

現行制度は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、以下の要件を満たすものとされている。

- ・ 日本国民であること
- ・ 年齢満20年以上の者であること
- ・ 市町村の区域内に、引き続き3ヶ月以上住所を有する者であること

(2) 都道府県選挙の選挙権の特例

現行制度では、その属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、当該都道府県の選挙権を引き続き有するものとされている。

この場合の住所の移転は、市町村を単位として1回に限られ、2回以上移転した場合は都道府県の議会の議員と長の選挙権は認められないものと解されている。

※ 都道府県の議会の議員の資格については、地方自治法第127条において、「都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない」とされているところ。

(3) (2)の場合の投票の手続

現行制度では、X県A市で選挙権を有する者が同一都道府県内のX県B町に住所を移した場合は、当該都道府県の議会の議員と長の選挙権は従前どおり有することとなる。

この場合、選挙人はX県B町の選挙人名簿に登録されるまでの間、X県A市において投票を行うこととなり、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書（以下「引続証明書」）を提示しなければならない。

2 論点

- 現行制度においては、同一都道府県内において、市町村を単位として2回以上住所を移した場合には、都道府県の議会の議員と長の選挙権が認められないこととなるが、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバに保存されている情報により、住所を移した回数にかかわらず、都道府県の区域内に住所を有する事実は確認可能であることから、同一の都道府県内に居住し続けている者については、市町村を単位として2回以上住所を移した者についても、都道府県の選挙の選挙権を認めることが適当ではないか。
- 現行制度においては、都道府県選挙の選挙権の特例により投票する際には引続証明書を提示することが求められているが、選挙人の便宜の面から、引き続き都道府県の区域内に住所を有する者が、引続証明書を取得せずに投票所に投票所に来た場合については、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバ内に記録されている住所履歴により、選挙管理委員会が引き続き都道府県の区域内に住所を有する事実を確認することを認めてはどうか。その場合に、時間外や休日において都道府県サーバを稼働することが可能かどうか。

また、引続証明書により確認を行う方法については、投票所における選挙人の待ち時間、投票の管理執行の円滑化の観点から従来通り残すことが適当ではないか。